（財務省組織令の一部改正）

第九条　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

（財務省組織令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第二百十七条の二第四項の規定による協議については、前条の規定による改正前の財務省組織令第三十五条第三号の規定は、なおその効力を有する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

法人税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百四十二号

法人税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、並びに同法附則、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（法人税法施行令の一部改正）

第一条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十五条の五十七」を「第百五十五条の五十八」に改める。

第四条の三第十項及び第十一項を次のように改める。

10　法第二条第十二号の十四に規定する国内にある不動産その他の政令で定める資産は、国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定による鉱業権及び採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の規定による採石権とし、同条第十二号の十四に規定する工業所有権、著作権その他の政令で定める資産は、次に掲げる資産（当該資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものに限る。）とする。

一　工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）

二　著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）

11　法第二条第十二号の十四に規定する資産又は負債となるものとして政令で定めるものは、被現物出資法人である外国法人に国内不動産等、国内資産等又は無形資産等（それぞれ同号に規定する国内不動産等、国内資産等又は無形資産等をいう。以下この項において同じ。）の移転を行う現物出資のうちこれらの資産又は負債の全部が当該移転により当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係る資産又は負債となる現物出資（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める要件に該当するもの（次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める要件のいずれにも該当するもの）に限る。）とする。

一　当該現物出資が国内不動産等又は法第百三十八条第一項第三号若しくは第五号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得を生ずべき国内資産等の移転を行うものである場合　当該国内不動産等又は当該国内資産等につき当該現物出資後に当該恒久的施設による譲渡に相当する同項第一号に規定する内部取引（次号において「内部取引」という。）がないことが見込まれていること。

二　当該現物出資が無形資産等の移転を行うものである場合　当該無形資産等につき当該現物出資後に当該恒久的施設による譲渡に相当する事実で法第百三十九条第二項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）の規定により内部取引に含まれないものとされるものが生じないことが見込まれていること。

第四条の三第十二項中「国外資産等（」を「内国法人国外資産等（」に、「以外の資産」を「を除く。）」に、「国外資産等と」を「内国法人国外資産等と」に改め、「に限る。以下この項において「特定国外資産等」という。）」及び「当該特定国外資産等の全部が当該移転により当該外国法人の恒久的施設を通じて行う事業に係るものとなる現物出資を除く。）」を削る。

第五条第一項第三号に次のように加える。

リ　広域的運営推進機関が電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の四十第一項第五号の三（業務）に掲げる業務として行う金銭貸付業

第五条第一項第十号に次のように加える。

ホ　国民健康保険団体連合会が次に掲げる者の委託を受けて行うもの（法令の規定に基づく委託を受けて行うもの（これに準ずるものを含む。）であることその他の財務省令で定める要件に該当するものに限る。）

(1)　国又は都道府県、市町村（特別区を含む。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条（広域連合の設立）に規定する後期高齢者医療広域連合

(2)　全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団

(3)　社会保険診療報酬支払基金又は独立行政法人環境再生保全機構

(4)　国民健康保険団体連合会をその社員とすることその他の財務省令で定める要件に該当する公益社団法人

第五条第一項第二十九号カ中「（昭和五十七年法律第八十号）」を削る。

第十三条第八号ツを同号ネとし、同号ソを同号ツとし、同号タ中「（昭和三十九年法律第百七十号）」を削り、同号タを同号レとし、同号レを同号ソとし、同号ヨを同号タとし、同号ワを同号カとし、同号ヲの次に次のように加える。

ワ　漁港水面施設運営権

第十四条の六第一項中「（法人課税信託」を「「特定法人課税信託」に改める。

第二十四条の二第四項第二号中「第六十一条第二項」を「第六十一条第三項」に改める。

第五十五条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項に規定する場合において、同項に規定する支出する金額が漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第五十七条第三項（漁港水面施設運営権の存続期間）の規定による更新に伴い支出するものであるときは、第一項中「種類及び耐用年数」とあるのは、「種類」とする。

第七十三条の二第一項及び第七十七条の三中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

第七十七条の四を削る。

第七十八条の二第一項第一号及び第二号中「第十一条の八」を「第十一条の九」に改め、同項第三号中「第三十九条」を「第四十条」に改める。

第七十九条第八号を同条第十号とし、同条第七号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第十一条第一項第二十五号（業務の範囲）に基づく独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の供給確保事業助成金